第 1 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成24年8月29日(水)

新宿区福祉部障害者福祉課

〇障害者福祉課長 それでは、皆様、お忙しいところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、福祉部障害者福祉課長の向でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、平成24年度第1回新宿区障害者施策推進協議会でございます。

大変恐縮ですが、座らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の皆様の出席状況について御報告を申し上げます。御欠席の御連絡、中山委員初め4名の方からいただいております。本日、総委員29名中、過半数を超える 方々に御出席をいただいてございますので、定足数には達してございます。よって、本協議 会は有効に成立をしているということについて御報告を申し上げたいと思います。

それでは恐縮ですが、村川会長のほうで御進行のほうをよろしくどうぞお願いを申し上げます。

○村川会長 ただいまより、平成24年度第1回新宿区障害者施策推進協議会を始めてまいります。

お手元にございます本日の次第に従いまして議事を進めてまいります。17時までの進行 ということでございますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の協議会全体会における議題といたしまして、最初に報告事項が2つ、新委員の紹介 並びに障害者保健福祉関係職員についてということであります。

続いて、議題の関係としましては2つございまして、1つは、第2期の障害福祉計画の実績(確定値)の事柄及び新法についての動向等でございます。

それでは、初めに、事務局から、資料の確認等をお願いします。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

それでは、まず、事前に御送付いたしました資料といたしましては、資料1、新宿区障害者施策推進協議会委員委嘱名簿(第7期)、そして、資料3、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布についてと、長くて大変恐縮でございます。そして、資料4、これについては、資料3、5枚ほどおめくりいただきますと資料4ということでございますが、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律についてということでございます。

それにつけ加えまして、本日、机上で配付をさせていただきました資料といたしまして、

資料1、こちら、委嘱の名簿でございますが、会長、副会長等を追記した形での差しかえとなっております。大変恐縮でございますが、事前配付資料と差しかえをお願いをできればというふうに思います。

続きまして、資料 2、第 2 期障害福祉計画の目標と実績の報告(抜粋)ということでございます。あわせて、資料 2-2、第 2 期実績値及び平成24年 8 月における各種サービス事業等の進捗状況についてでございます。

最後になりますが、資料 5、1 枚ものでございますが、いわゆる障害者虐待防止法の概要 について、図解されている資料がおつけいただいているかと思います。

資料の不足等がございましたらば、恐縮でございますが、挙手等をお願いできれば事務局 のほうで対応をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、配付資料の確認については以上でございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

それでは、最初に、報告事項の1番としまして、新委員の紹介についてをお願いします。

○障害者福祉課長 再び、事務局でございます。

それでは、資料1、差しかえ版に基づきまして、新しく委員になられた皆様方を御紹介を 申し上げたいと思います。

まず、東京都新宿区四谷牛込歯科医師会副会長でいらっしゃいます中村文子委員でございます。

- **〇中村委員** よろしくお願いします。
- ○障害者福祉課長 続きまして、新宿区手をつなぐ親の会副会長安藤節子委員でございます。
- **〇安藤委員** 安藤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○障害者福祉課長 続きまして、新宿区公共職業安定所雇用開発部長平澤和夫委員でございます。本日は所用のため欠席でございます。

続きまして、東京都心身障害者福祉センター所長高木真一委員でございます。

- **〇高木委員** 高木でございます。よろしくお願いいたします。
- ○障害者福祉課長 新宿区役所の職員の委員の御紹介を申し上げます。

健康部長福内恵子委員でございます。

- ○福内委員 福内でございます。よろしくお願いいたします。
- ○障害者福祉課長 続きまして、子ども家庭部長中澤良行委員でございます。

- **〇中澤委員** 中澤でございます。よろしくお願いします。
- ○障害者福祉課長 続きまして、都市計画部長新井達也委員、本日は公務のため欠席でございます。

教育委員会事務局次長小池勇士委員でございます。後ほど参加される予定ということでございます。

それでは、新委員の紹介については以上でございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

各委員の方々、よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、報告事項の2点目、障害保健福祉関係職員についてについて報告をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、今、使わせていただきました資料1差しかえ版の、恐れ入りますが裏面をお願いをいたします。

一人一人の紹介は省略をさせていただきますが、福祉部障害者福祉課の職員で事務局とい うことでやらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

あわせまして、障害児福祉分野、子ども家庭部、子ども総合センターの皆さん、精神保健 福祉分野健康部の保健予防課の皆さん、そして、特別支援教育分野ということで、教育委員 会事務局から教育調整課、教育支援課、学校運営課と、それぞれきょうは参加をいただいて いるということでございます。議論の展開の中で、場合によってはさまざま御意見等を仰せ いただければというふうに考えているところでございます。

以上で、関係職員の報告は終了させていただきます。

〇村川会長 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思いますが、第1番目の議題といたしまして、 第2期障害福祉計画の実績、これは確定値ということでありますが、これにつきまして事務 局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料2に基づきまして、2期の計画の実績等の御報告を申し上げたいと思います。

この資料2については、基本的には書いてあることを読ませていただきます。よろしくお 願いいたします。

目標が全部で3点ありました。

まず1点目、目標1ということで、地域生活を希望する施設入所者の皆様が安心して生活

する環境を整備すると、そのような地域移行を推進するということでございます。

ごらんのように、目標値といたしましては、平成17年10月現在の入所をされていた方々 189名の10%という目標設定をさせていただいたということでございます。それに対しまして、計画の実績ということでございますが、ごらんのとおり、23年度末におきましては23 名ということでございますので、2期の1割の目標19名と比較をいたしますと、達成率ということでは121%という状況でございます。

なお、今後の予定でございますが、地域における居住の場として必要となる知的障害者を 対象としたグループホーム・ケアホームについて特に区が計画的に整備を進めてまいりまし たが、この24年度になりまして、西新宿保育園園庭跡地でまず6月に1所、開設をいたし ました。いわゆる「からふる」でございます。定員7でございます。

続きまして、中落合についても、民間による整備が進みまして、この4月1日に1所開設 してございます。こちら、あした会が主体ということで、中落合あしたホームでございます が、定員6ということでございます。

さらに、まだ開設時期は未定でございますが、本年度末までの開設を目指しまして、高田 馬場、こちらのほうで今グループホームの整備を進めているという状況でございます。

続きまして、目標2のほうをお願いをいたします。

目標2、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域への移行を進めますということでございます。るる考え方が書いておりますが、一番最後の行にございますが、目標値、平成23年度末における目標値については57名という目標を設定いたしました。算出の根拠といたしましては、こちらに書かせていただいているように、ある意味では国、そして東京都のほうから、人口比の割り算方式で示された数値、それを当て込んでいるという状況でございますが、57名が目標ということでございました。

それに対しまして、下の行ですが、計画の実績、黒ポチ丸のところですけれども、実績としては15名の方が地域移行に至りましたということですので、達成率ということで申し上げますと26%ということでございます。

今後の予定でございます。

平成24年度からは、自立支援のサービスとして、御案内のように地域移行支援、地域定着支援については個別給付化をされました。したがいまして、第3期の計画においては、地域移行支援、地域定着支援、それぞれサービス見込み量、現状課題、サービス提供体制、過去の方策等を示しているところでございます。今後とも、高田馬場福祉作業所の跡地等を活

用した整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

ここで、今の区のPRも兼ねて、この高田馬場の作業所跡地を活用した精神障害者支援施設の現時点での概要予定について御報告を申し上げたいと思います。

まず、開設予定はまだかなり先なんですけれども、平成27年度の中でできるだけ早い時期に開設をしていきたいということでございます。

サービス内容といたしましては、ことしから個別給付がされた最も新しい、この地域移行、 地域定着支援、これをまずやっていくというのをベースに考えております。それに加えまし て、精神障害者の手帳をお持ちの方、6年前と比較すると約2倍という状況になってござい ます。そういったことも踏まえまして、電話による24時間体制の相談体制、こういったこ ともやっていきたいというように考えております。

あわせまして、生活訓練として、日中、及び宿泊型と、この両方を想定するとともに、いざというときのためのショートステイ、短期入所、こちらについてもやってまいりたいと思っております。全体を貫くキーワードとして、地域コミュニティーとのつながりのある、そういった施設ということで、地域の皆様と協働していけるような、そういうようなハード的な設備も、そして中身のソフトも、そういう形で展開をしてまいりたいと、こういった趣旨で、先日、地域説明会も一度開催をしたところでございます。

続きまして、目標3でございます。

目標3、重層的就労支援体制を構築をして、福祉施設から一般就労への移行者数を年間 26人以上としますと、こういう目標でございました。

計画の実績ということで、2行目にございますが、年間31名ということでしたので、こちらについては、目標値と比較をいたしますと119%の達成率ということでございます。

今後の予定といたしましては、新宿区勤労者・仕事支援センター、こちらが就労支援ネットワークのかなめとなっていただいて、今後とも専門的な支援も含めた充実を図っていくということでございます。先ほど達成率119%と申し上げましたけれども、この勤労者・仕事支援センター、こちらの取り組みのおかげというふうに考えているところでございます。

資料2についての御報告は以上でございまして、次に、大変恐縮ですが、資料2-2という資料がございます。全部で30ページになっておりますので、本当にダイジェスト的な形での御報告にさせていただければと思います。

まず1ページをごらんいただきたいと思います。

表題は第2期新宿区障害者福祉計画の実績(確定値)及び平成24年8月時点における情

報提供というふうに書いてございます。よろしいでしょうか。

ごらんのとおり、1番から17番までサービスがございます。この中で、数字をぱっと見た印象で、5番の生活介護、非常にふえています。10番の就労継続支援B型、これも非常にふえています。そして、16番、施設入所支援、これについてもふえております。

まず、全体の増加の理由について御説明をいたします。

例えば、16番施設入所支援で、施設に入所された方が、この3年間で3倍になったということではございません。いわゆる自立支援法の前の旧法のときの施設、これが自立支援法上の施設に順次法律上切りかえをいたしました。24年3月31日で、この経過措置が終わりということになったんですが、その間に、順次切りかえていったと、こういった結果、この人数が非常に増加しているということがまずベースにございます。その上で、10番、就労継続支援B型につきましては、同様の理由のほかに、例えば平成23年度1年間でB型事業所4所ふえてございます。こういった形での定員の増と、こういったことも加味してこの数字にまずなっているということでございます。

次に、2ページをお願いをいたします。

この資料の見方ということについて、2の重度訪問介護を例に御説明をいたします。

こちらに計画、実績と数字が3カ年でありまして、これはまさしく2期計画の計画に対する実績値ということでございます。

その下の現状・課題以下の欄については、これは第3期、つまり今お示ししているのは第2期の実績ということなんですけれども、ここの表現自体は第3期の計画に書かれている内容を書かせていただいているということが基本になっておりまして、その上で、アンダーラインのついている文章がございます。こちらについては、さらに8月現在、いわゆる今現在、最新の状況をそこに加味して載せさせていただいた、こういうような形になっております。

参考までに、今、重度訪問介護で説明をしておりますので、斜線があるところの下から4 行目から読ませていただきますと、平成24年6月に成立をした障害者総合支援法の中では、 平成26年4月より重度訪問介護の対象拡大が図られますと。御案内のように、重度の知的 障害者の皆様、あるいは精神障害者の皆様についても、対象にしていく方向で国は今検討し ております。したがいまして、今後は国の動向等を注視しながら、重度訪問介護のサービス のあり方を検討していく必要があるというのが現段階での我々の認識ということで御理解い ただければと思います。

それでは、ずっと飛ばしていただきまして、次、8ページをお願いいたします。

タイトルが10 就労継続支援(B型)と、先ほど触れさせていただきましたが、こちらの一番下、サービス提供体制確保の方策というところのアンダーライン、ここのところを御紹介いたします。

平成25年秋以降に、まず新宿リサイクル活動センター跡地に移転予定の高田馬場福祉作業所、こちらでは移転を機に現在の54名、この定員を60名に拡充。あわせまして、平成26年度末に開設予定の弁天町国有地を活用した知的障害者等入所支援施設では、B型を15名で実施予定、ということで2つ、ここまでは計画済みということでございます。それにあわせまして、発達障害の皆様等々も非常にふえておりまして、特別支援学校の卒後の皆様の働き場所ということで非常に今厳しい状況になってございますので、さらに、区有施設等を活用した新たな事業所の開設について、ただいま具体的に検討を進めているという状況でございます。

それから、また、ずっと飛んでいただいて、今度、16ページをお願いをいたします。

16ページは、地域生活支援事業についての総括的な実績の表になってございます。この中で1点だけ御紹介をいたしますが、一番下、121番生活サポート事業というのがございまして、実績をごらんいただきますと、平成21年度799.5時間、平成22年度1,255時間、平成23年度2,742時間ということで、倍々ゲーム的にふえております。こちらにつきまして御説明申し上げたいと思います。具体的には30ページ、一番最後のページをお願いをいたします。

先ほど、百人町の精神障害者の入所施設についてPRというか、させていただきましたが、それとも関連が若干あるんですけれども、ふえた理由は、現状課題にございますように、生活サポート事業のうち家事訓練を利用する精神障害者の方が大変にふえている。言いかえれば、我々もここについて力を入れて普及啓発をさせていただいたという経緯もございます。この指導を受けながら、家事全般の生活能力を身につけ自立を目指していくためのサービスということで、今後も利用はふえていくだろうというふうに考えているところでございます。先ほどの精神障害者入所支援施設でも生活訓練を行いますが、生活訓練の具体的な中身というのは、いわゆるお料理をしたり、洗濯をしたり、買い物をしたり、役所に手続に行ったり、そういう形の、本当に日常的なそういう生活の訓練です。こういった場を施設でもつくり、こういう形でのサポート事業でも展開をして、手帳所持者がここ6年で倍近くなっていると、こういう精神障害者の皆様へのサポートもしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

実績等についての、事務局からの御報告、御説明については以上でございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

ただいま資料の2及び資料の2-2によりまして第2期の障害福祉計画の実績につきまして一通り説明がございました。

それでは、これより各委員から御質問、御意見を受け付けたいと思いますが、議論の便宜 上、できましたらまず資料の2の第2期計画の主要な3目標の関係についてまず何か御質問、 あるいは御意見がございましたら、そういう形で進めてまいりたいと思いますが、よろしく お願いいたします。

いかがでしょうか。

これについてはよろしいでしょうか。非常に明確な実績報告がございましたので、少なくともこの実績数値による限りでは目標の1、並びに目標の3についてはそれぞれ達成された形となっております。目標1の地域生活移行、それから目標3の福祉施設から一般就労への移行、これは当初、国からおよそ4倍ほどの目標が課されそうになったわけでありますが、東京都の2倍とする見解を重視いたしまして、それを目標として取り組んでいただいたわけでありますが、その線は十分達成をされたということでありまして、目標2の受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行という事柄につきまして57人を目標として地域移行に取り組んでいただいたわけでありますが、現実的には15名、これは全体の国が示した数字、あるいは東京都の数字、そういうことから、ある意味では新宿区に割り当てられた数字のもとで57人という判断のもとに進んでまいりましたが、差し当たり26%というのが実績であり、現在の状況で、引き続き今後、先ほど課長さんからも詳しく説明がありましたとおり、高田馬場福祉作業所の跡地活用等、引き続きこの課題には取り組まれていくと、こういう流れでありますが、資料2につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、細目にわたります資料の2-2の関係につきまして、どうぞ御質問、御意見が ございましたらお出しいただければと思います。

どなたからでも結構です。どうぞ。

飯田さん。

○飯田委員 御報告の中で、精神障害の手帳取得者ですとか、精神障害の手帳取得者が近年ふえていらしたということがありまして、新たに施設もつくられるというような内容の御報告があったんですけれども、発達障害の方たちが手帳がとれるようになったのが近年のことなんですが、今現在、新宿区における精神障害の方の内訳といいますか、例えば、いわゆる昔

ながらの精神障害、病的な統合症ですとか、そういうものと、あと新宿区で近年言われている発達障害の子たちなり、方たちの内訳のようなものがもしわかればということと、あと今度新しくそういった精神障害の方の施設ができる場合、必ずしも同じ精神障害ではあっても、発達障害の方と病体によっては、精神障害の方が必ずしも一緒に相入れないこともあると思うんですね。そういったことの計画ということは何か具体的なことは、わかる範囲で結構ですので教えていただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇村川会長 はいどうぞ、事務局から。
- ○障害者福祉課長 我々の福祉部門では、ちょっと御期待に添えないことになっちゃうんですけれども、精神障害者保健福祉手帳の所持者で級数まではわかるんですけれども、詳細なその中の内訳、例えば発達障害の方が何人いらっしゃるか、そこまではちょっとデータとしてはございません。申しわけありません。ひょっとすると何か手掛かりがあるかもしれませんが。
- 〇村川会長 はい。
- ○保健予防課長 病名につきましては、最もわかりやすいのが医療費の通院医療費の助成ということから見たほうがわかりやすいかと思いますが、一番多いのは、やはり気分障害、うつが一番多いですけれども、手帳を取る方につきましては統合失調症ですね。生活の中の障害としては統合失調症が多いということで、平成22年度、ちょっと古いかもしれませんけれども、統合失調症で通院医療を受けている方が896人ほどおりました。それが一番手帳の中では最多と考えられております。

それから、発達障害についての御質問がございましたが、大人の発達障害につきましては、 現在把握しているのは89名でございます。

〇村川会長 89名ということですので、それはよろしいでしょうか。

あと、新設のところでの受け入れ可能性等、これはまだできてない話で、何か微妙かと思いますが、どうぞ、事務局から。

○障害者福祉課長 それでは、お答えする前に、私、すみません。ちょっと事務連絡を忘れて おりました。

マイクの使い方なんですけれども、使い方というほどのことではないんですが、発信ボタンがありますので、それを押していただいて、発言が終わりましたらもう一度押していただくと緑色の電気が消えるという仕組みになってございます。説明がおくれて申しわけございません。

新しい施設の、まずボリューム的なイメージなんですけれども、お泊まりいただく、いわゆる宿泊型については、現在10名程度ということで予定をしております。そのほかに、日中ということでは20名程度を予定をしております。

どういうような方にお入りいただくかと、御利用いただくかということについては、これから役所の中でも、あるいは家族の方、そして精神障害の施設、運営されていらっしゃるそういった方々と障害者団体の皆様、さまざまな方とこれからも協議をしてまいりますが、一つの考え方というか、機軸となる考え方は決まっております。言うまでもありませんが、入院加療が必要なような方、こういった方については、この施設での御利用ということは考えてございません。したがいまして、逆な言い方を申し上げると、入院加療等の必要がないというような医師の診断がきっちり出ているような方、こういう方を対象に今後検討していくということでございまして、あわせまして、入所支援施設等ではありませんので、例えば、ある方は3カ月、ある方は半年、ある方は1年という形で、いわゆる通過型のイメージを持っておりますので、出られた後は、例えばアパートに一人で暮らしていただくなり、グループホーム等にお入りいただくなりということで、いい状態になっていただいて出ていただく、こういうような方を想定をしてございます。

以上です。

〇村上会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ちょっと急な指名で申しわけありませんが、本日は高木委員さん、益子委員さん、いずれも東京都の重要な機関のお立場でございますけれども、今、話題になっております発達障害の関係について、東京都全体では手帳を持っておられる方、あるいは推計でどれぐらいの方が発達障害と考えられるのかなど、何か関連することがございましたら御紹介いただければありがたいんですが。益子委員さん。

- ○益子委員 申しわけありません。きょうちょっとデータを持ってまいってないので正確なことが申し上げられないです。
- **〇高木委員** 私のほうも、ちょっと今手元に何もないものですから、申しわけありません。
- **〇村川会長** わかりました。

どうも失礼いたしました。

それでは、それ以外、発達障害関係以外のところ、安藤さん。

○安藤委員 手をつなぐ親の会の安藤です。よろしくお願いいたします。

8ページの就労継続支援(B型)という計画の中で、一番下のサービス提供、体制確保の

方策ということ。今度弁天町のところに入所施設ができる計画ですが、そこでB型を15名 実施予定というふうに書いてあるんですが、そのほかに区有地、区有の施設を活用した新た な事業ということで、ここに具体的に検討を進めていますということなんですが、何かわか ることがあれば。

それと、一応就労継続支援(B型)ということではなく、一応親の会のほうとしては、多機能型を求めているんですね。といいますのは、新宿区内には多機能型の作業所がないんです。ここ4年続けて他区のほうにやはり、多機能型といいますのは、生活介護と就労継続支援(B型)ということで、生活の介護も必要ですし、作業も必要とされるという、そういう作業所を求めているんです。それで、ここで就労継続支援(B型)ということで、そのまま進めていって — すみません初めてなのでわからないんですが、何か一応求めているものは多機能型なんですけれども、そのことについて。

あと、具体的に区有地を活用したというところで、何かわかることがあれば、まだ言えない部分があるかと思いますが、お願いいたします。

- ○村川会長 それでは、お答えいただく前にちょっと私のほうから、この多機能型とおっしゃった場合には、一つの例としては就労継続支援のBプラス生活介護と、それが東京都内のほかの地域で幾つか先行例があると、そういうことですか。
- ○安藤委員 そうです。例で言えば、中野区のほうにやはり多機能型が結構あるんですね。杉並区のほうにもあるんですが、立地的に、やはり落合あたりでしたら中野区のほうにも通えるということで、通所している人は4年連続して続いておりますので、ぜひとも、子どものニーズにあった、そういう作業所をお願いしたいと思っております。
- 〇村川会長 これは、御要望ということで受けとめ、事務局のほうでじゃどうぞお答えを。
- ○障害者福祉課長 今、お答えできる範囲でというありがたいお話もございましたので、お答えできる範囲でお答え申し上げたいと思います。

まず、区有施設を活用したというふうに書いているということなんですけれども、一言で申し上げると、新しい例えば土地等を購入するという財政的なことを考えると、これはかなりハードルが高いという意味で、何とか区有施設の中で今使ってないようなところ、ということであれば、事前に可能性がそれだけ高まるというような中で、今、探しておりまして、来月ぐらいに何らかの具体的な話ができるようにしたいなという状況でございます。

一方で、多機能型というお話をいただきまして、例えばこういう区有施設で多機能型をやるということになると、それだけの例えばスペースとか、そういったことも一定程度必要か

なというようなことも踏まえつつ、一方では、先ほど来話題になっております弁天町の国有地を活用した知的障害者入所支援施設につきましては、入所支援に加えまして、御存じのように生活介護もございますし、訓練もございますし、その上で就労B型というようなことも計画をしておりますので、そういう意味で、自主的に、今、委員のほうから御提言があった多機能型のような形になるのではないかなというふうに考えているところでございます。以上です。

- **〇村川会長** 安藤さんよろしいでしょうか。
- **〇安藤委員** ありがとうございます。
- **〇村川会長** 多機能の組み合わせというのもいろいろなパターンがあるんで、もしまた御要望があれば区のほうに出していただくなりして。
- ○安藤委員 今、中野特別支援学校だけでも、1年から3年生、高等部40名弱いるんですね。 それで来年も10名ぐらい卒業するという中で、やはり早急にお願いしたいと思っておりま す。よろしくお願いします。
- **〇村川会長** ありがとうございました。

もう、おわかりかと思いますが、いずれまた自立支援法も変わりますが、自立支援法になりまして、就労移行支援、就労継続支援がA型、B型があり、また、御発言にありました生活介護というように非常にきめ細かくサービス類型があるわけでありますけれども、現実に通所される方々の障害状況などがありまして、それからまた、4ページの生活介護の欄を見ていただきますと、従来の生活実習所、その他かなり多くの施設が、そうした方々に対応する生活介護という区分でサービスをとっておられますので、そういうことも含めて、今後それぞれの資源をどう生かしていくかということは非常に重要なところでありますので、弁天町、高田馬場、いずれも総合的な視点からよい方向を探っていただければと思います。

ほかにありましたらどうぞ。

徳堂さん、友利さんあたりから何かございましたら。

○友利委員 先ほど、飯田さんの発達障害のことに関してなんでけれども、今、隣にいらっしゃる徳堂さんのところもうちの施設でも、何%かはやはり発達障害系の方が必ずいらっしゃいます、それはもう何年も前から。現在、精神のほうの手帳も取ることができますし、手帳がなくても、また服薬していなくても通っていらっしゃる方もいらっしゃいます。定期的に診察を受けているということなんですけれども、そういう状態で受け入れ体制が近年少しずつ整ってきたとは言えないかもしれない。

といいますのは、非常に皆さん、高次脳機能障害もそうですけれども、支援のあり方が事細かく分かれるものですから、その方にあった施設を親御さんも当事者の方も見つけるというのは大変難しいことだろうなというふうにお察ししているところです。その中で、例えばうちの施設であれば御支援申し上げますし、今現在、ユアフレンズというところが発達障害の方を多数受け入れていらっしゃるということで開設していらっしゃいますけれども、いろいろ漏れ伝わるところによれば、他県からもネットを見てわらをもすがる思いで来るというような方も多数いらっしゃるようで、支援のほうも大変な様子なようです。

というところが発達障害に関しては、私の知っている限り、今のところその程度なんですけれども。

〇村川会長 どうもありがとうございました。

島田さんどうぞ。

ほかに御意見、御質問がございましたらどうぞ。

- ○島田委員 今の高田馬場の新たな施設について、これは資料2で課長のほうから御説明があったと思うんですけれども、もちろん当事者への支援ということと同時に、地域コミュニティー、あるいは地域との協同ということを意識した施設ということに重点を置かれているというふうに理解しているんですけれども、例えば、その中で、ハード面とかソフト面、もし具体的な計画がありましたら。例えばハード面というようなものは、どのようなことを指しているのかというようなことをちょっとお答えいただければと思います。よろしくお願いします。
- ○障害者福祉課長 ハード面、ソフト面の地域との関係をどう築いていくかという趣旨の御質問だったかと思います。

ハード面につきましては、実は設計もこれからということでございまして、本当に早い時期に説明会をやったという状況でございますが、我々の願いとしては、通常は利用者の皆様の訓練に使うようなお部屋ありますので、例えば夜間そういったところを使っていただいたり、あわよくば、どちらかというと本当に地域の方に使っていただけることをメインにしたような、そういう空間がつくれないかなという願望を持っております。

ただ、一方では、非常に敷地が狭いと、ゆえに都市計画制限がさらに厳しくなっておりますので、今の延べ床面積は確保できないという状況ではあるんですけれども、そういったような基本的な考え方のもとで、これからは設計をやっていくということで考えてございます。 それから、ソフトということでございますけれども、土地が御案内のように現在の高田馬 場福祉作業所の跡地ということでございます。福祉作業所のほうは、例えばアトム祭りに行かれたり、そこで御活躍されるとともに近所の確か高田馬場公園だったかと思いますが、そういったところの清掃委託、こういったことをする中で、自然な形で地域の方に溶け込んで、地域の方も向かい入れてくださっていると、こういうような今既に地域社会ができつつあるというような形で、本当に喜ばしくも考えております。あるいは地域の町会長の皆様方も、非常に好意的に考えてくださっておりますので、そういった幾重にもある温かなネットワークの中で、さらにこの精神障害者の施設ならではのことが何ができるのか、これからしっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇村川会長 そういうお答えですがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、よろしければ春田副会長さんに、この間の経過を振り返っていただきまして、 何か全体的に感想とかございましたらお願いします。

○春田副会長 まず資料2の最初のほうの3つの話ですけれども、やっぱり地域移行というのがなかなか言われているようには進んでないという感じがします。目標達成値も26%という数字ですから、これをどうするかはちょっと注目したいと思っています。

それから、就労支援は大変うまくいっているということで119%ですか、ただ、私はちょっとこの就労の中身がどういう、具体的にどんな、31人が就職したとかいうのはどういう 実態なのか、ちょっとわかれば教えてほしいと思います。

あとは、発達障害の人とか、高次脳機能障害の人とか、極めて複雑というか、大変処遇の 難しい人たちの問題をどうクリアするかはもうちょっと議論が必要じゃないかなと思いまし た。

以上です。

〇村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、今の春田さんの発言の中にありました資料2の目標3、就労支援、重層的就労 支援体制にかかわる数値的なものは出ておりますが、就労された内容、就労先とか、うまく いって定着されている方も多いんだろうとは思いますけれども、途中でドロップと言っては いけないけれども、足踏みされる方も時にはいるのかもしれませんが、何かそのあたりでつ かんでいるものがあれば御説明いただきたいと思いますが。

○障害者福祉課長 事務局です。

すみません。31名の内訳というんでしょうか、どういった企業に勤められていらっしゃるかということについての資料は現時点ございません。申しわけありません。

もう一つは、その方が継続して勤めていらっしゃるのか、例えば、それとも途中でおやめになったのか、その辺についても、今手元にはないんですけれども、重要な御指摘だというふうに思いましたので、仕事支援センターとも情報を共有しながら、そういった資料についても、今後またお示しできるように努力してまいりたいと思います。

それから、高次脳機能障害の今お話がありました。これはお答えになってないかもしれませんが、昨日、新宿区と共同提案事業の中でおつき合いさせていただいているVIVIDさんの役員の方が来られまして、来年以降のいろいろなお話もさせていただきました。御案内のとおり、高次脳機能障害については、基本的には広域自治体というか、広域的な観点で取り組んでいくということで、新宿の場合は都心障センターということになっているんですが、新宿の場合はVIVIDさんのようなそういった法人がいらっしゃるおかげで、本当にミニデイとかで目に見えてよくなっていらっしゃる、そういう方もいらっしゃるという話もきのう報告を受けておりますので、そういったところと今後とも手を携えて、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

それでは、就労の内容等につきましては、次回、協議会までに何か詳細データがありましたら御報告をいただければと思います。

あと、資料の2-2にかかわりまして、この資料2-2の後半にあります地域生活支援事業等の関係ではいかがでしょうか。もし何かございましたら。

よろしいですか。

それでは、もう一つの議題もございますので、とりあえず一区切りとさせていただきまして、またお気づきであれば最後にお尋ねいただければというふうに思います。

それでは、2つ目の議題であります、これは法律名称が長いんでありますが、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」というものが制定をされたわけでありますが、その関係についてまず一括して事務局から説明をお願いいたします。

〇障害者福祉課長 事務局でございます。

本当に長い法律なので、総合支援法というふうに呼ばせていただきます。

私のほうからは、総合支援法、それから虐待防止法の概要について御説明いたします。

まず、資料ですが、資料3を5枚程度めくっていただくと資料4というところで表紙がありますが、それをもう1枚めくっていただいた資料に基づいて御説明いたします。

上にわかりづらいんですが、1ページ、2ページとページが振ってあるんですけれども、それですと1ページ目というところでございます。

- ○村川会長 資料はよろしいでしょうか、資料3の後半の資料4のところの右下から1、2と振られておりますその1です。お願いします。
- ○障害者福祉課長 それでは、御説明をさせていただきます。

法律の改正の概要については、資料のちょうどど真ん中、2、概要というところなんですが、この資料ですと左は右と四角が分かれてしまっているんですけれども、一括して改正の概要になっておりますので、そういう意味で1から6番まで、これが法律の概要になっております。こちらについてかいつまんで御説明をいたします。

まず1番、名前が変わりました。いわゆる障害者総合支援法というふうに名前が変わりま した。これが1点目でございます。

2点目でございます。ここにるる書いておりますが、一言で申し上げますと、平成23年 7月に改正をいたしました障害者基本法、この基本理念、趣旨を踏まえた内容にここは変わっております。例えば自立というキーワード、これはなくなっております。

次に、障害者の範囲でございますが、いわゆる難病の皆様も障害者の範囲に加えていくと いうことでございます。

4点目、障害支援区分の創設ということで、現在の障害程度区分、非該当から1から6までございますが、ここは読ませていただきますと、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す障害支援区分に改めるということで、※障害支援区分の認定が知的障害者、精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては、適切な配慮等を行うと書いてございます。改正の基本は、一言で申し上げまると、現在の障害程度区分の考え方ですと、知的、あるいは精神障害者の方にちょっと厳しいのではないかというような御指摘、御意見、これを踏まえた今回の見直しということでございます。

次に5番目、障害者に対する支援、1から4までございます。上に2つだけ御紹介をいた します。 まず、重度訪問介護の対象拡大ということで、現在は、重度の肢体不自由の方のみ対象になってございますが、こちらについても精神障害の方にも対象にならないかというような趣旨で、今後拡大を検討していくということでございます。

次に、ケアホームをグループホームに一元化するということでございます。理由はさまざまあるんですが、一つだけ申し上げますと、例えば、今グループホームにいらっしゃる非常に自立をされていらっしゃる方、こういう方でも、今後の少子・高齢化社会の中でますます徐々に高齢化をしていらっしゃいます。そうしますと、どこかの時点でケアが必要になってくると。ところが、グループホームだけですと、そういうケアの必要な方はそのまま入居できないというそういう制度になっておりまして、これは今のうちから改正をしていく必要があるだろうという意味で一元化ということで、利用者の視点に立った改正というふうに認識をしてございます。

次に、6番、サービス基盤の計画的整備ということで、こちらに1から4番まで計画策定 時におけるさまざまな配慮事項が一言で申し上げるとこちらに書かれております。

次に、我々にとっては一番関心事なんですが、施行期日ということで、基本的には、平成25年4月1日ということで、あと半年でございます。ただし、一部については、平成26年4月1日ということになっております。したがって、事務レベルで申し上げますと、例えば難病とは一体どの病気なんだということについて、政省令は当然まだ示されておりませんで、早く来い来い政省令と、こういうことで、これが決まらないと何も決まらない、こういう状況でございます。

これが新しい総合支援法の全体的な法律改正等々の趣旨でございます。

それで、資料では、この次に載っている2ページ目以降の資料は、それぞれの改正内容について一定程度詳細に書かれた資料ということで参考としておつけしたものでございます。

続きまして、資料 5、障害者の虐待防止法、こちらの法律の概要についても御説明を申し 上げます。御説明ばかりで申しわけございません。

それでは、まず資料の上から2つ目定義について御説明いたします。

この法律による障害者というのは、2行目にあります、先ほどと同様で、障害者基本法に 基づく障害者ということでございますので、こちらにありますように、身障手帳何級とか、 手帳所持要件はございません。そういった形での障害者の定義というふうになってございま す。

次、2番目ですが、障害者虐待の定義ですけれども、1つは、養護者による障害者虐待、

2番目といたしましては、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3点目が、使用者による障害者虐待、この3つが障害者虐待の定義となってございます。

次に、虐待の類型といたしまして、この辺については児童、高齢と基本的に一緒でございますが、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、5番、最後に経済的虐待という 5点でございます。

資料のその下、この定義2番目の障害者虐待の3類型に応じたそれぞれの対応の流れと役 割分担が書いてございますが、この中で特に養護者による障害者虐待の中に市町村の責務と いうのがございまして、相談等、居室確保、連携確保とございます。我々、この中で居室確 保、これについて、やはり対応していく必要があると考えております。具体的には、虐待を された方、例えば御通報があって、そして施設等に対応するというようなときに、後から、 例えば、その時点で虐待をされていらっしゃる方がおられて、それで今はこちらに来たはず だと帰してほしいというような話、会わせてほしいとなったときに、しっかりと、例えば身 体障害者福祉法に基づく措置、こういったことをすることによって、一方では居室を確保す ることによって一定程度必要に応じた面会の制限ということが可能になってまいります。そ うなってきますと、区内にありますショートステイ、指定管理者のほうでお願いをしている 8床、この中に緊急枠は2床あるんですけれども、それに加えて、もうちょっと遠いところ で本当になかなかあいてない部分が多いんですけれども、居室が確保されている場合は、虐 待防止法の趣旨を踏まえてしっかり居室を提供してもらいたいと、提供してくださいという ようなことで、今、順次社会福祉法人と協定を結ぶ取り組みをやっておりまして、現時点で 4法人と、こういった居室確保の協定を既に結んでございます。今後、例えば弁天町にも入 所支援施設、こちらもショート5床ということがありますので、こういったところもどのよ うに有効活用できるか、そういった形で区外、そして区内、そして、今後、また新たにつく っていくそういった施設、こういったことを全部踏まえて、体制の整備を図ってまいりたい というように考えてございます。

最後になります、その他欄、一番下のところ、1、2、3とございますが、この一番上を お願いをいたします。

市町村・都道府県が部局または施設に、障害者虐待対応の窓口となる市町村障害者虐待防 止センター、都道府県障害者権利保護センターとしての機能を果たさせるということでござ いまして、区に障害者虐待防止センターを設置するということが法律で決まってございます。 これについては、区が直営というか、課、あるいは部に設置するということも可能ですし、 どちらか、例えば社会福祉法人等に委託をするということも可能でございます。現段階では、新宿区の自立支援協議会でさまざま議論をいただいた中では、スタートとしては、ここやはり障害者福祉課に虐待防止センターの機能を置くということがよろしいんではないかというような議論をしておりますので、そういった方向性で、また、障害福祉計画に、障害者計画にもそういった方向性が実はその前からも示されておりますので、そんな方向を目指して準備をしてございます。準備の期限ですが、その他の3番を見ていただきますと、平成24年10月1日ということですので、あと1カ月ちょっとで法律が施行されます。したがいまして、この10月1日までに最低限必要な規定、あるいは書類、ルール、そういったことについて、あとパンフレット等の普及啓発、こういったことの準備を、今、課総出でやっているという状況でございます。

最後に、参考になりますが、欄外にございますように、この辺が非常にわかりにくく、私なんか虐待防止関係の法律も縦割りになっちゃっているななんて思っているんですけれども、そのまま読ませていただきますと、虐待防止スキームについては、家庭の障害児については児童虐待防止法が適用される。施設入所等の障害者には、施設等の種類、障害者施設なのか、児童養護施設なのか、要介護施設なのかによって法律が変わる。さらに、児童福祉法、または高齢者虐待防止を、家庭の高齢障害者には、この法律及び高齢者虐待防止法をそれぞれ適用と書いてあるんですけれども、早い話が、例えば65歳を超えた高齢障害者の方に対する、例えば虐待がありましたよとなったときに、どの法律が適用になりますかというと、障害者虐待防止法の適用になりますし、高齢者虐待防止法も適用になると、こういうことでございますので、役所の立場からすれば、障害者福祉課と高齢者福祉課で連携を密にとりつつ高齢障害者の虐待防止に対応していくと、こういうことで、たまたま隣に課がありますので、連携も十分図っていける。たまたま隣だからじゃないですね、隣だということもあり、しっかり連携が図っていけるというように考えてございます。

以上でございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

ちょっと私のほうから進行上のことで、資料の3で厚労省の社会・援護局長によるいわゆる局長通達で法律の公布が示されておりまして、課長さんの説明では、確かに政省令が出てないと、それを待ちたいということがありますが、この局長通知で示されている部分もあるかと思いますので、これについて何か補足説明があれば。

○障害者福祉課長 特にないというわけじゃないんですけれども、何かかなりいろいろしゃべ

ってしまいましたので、取り立ててということはないんですが、この中で、何がいつ施行するというのがページがちょっと振ってないんですけれども、3ページ以降るる書いてありますので、この中で説明で至らなかった部分が入っているかなというふうに考えております。

例えば、ページ数はないんですけれども3ページを見ていただきますと、(4)で、障害者の範囲というので、これがふえるよと書いてあるんですけれども、障害者総合支援法に規定する障害者に治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものであって、18歳以上である者を加えることとしたと、多分書いてあることはそのとおりで正しいと思うんですけれども、私も2回ぐらい読んでやっと理解できたということなんですが、ここでは18歳以上ということが書いてあったり、そういう意味では詳細は、今、会長のほうから御指摘いただいたように、この通知をごらんいただく中だより御理解いただけるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

ちょっとそこでしつこいようですが、今、若干紹介がありました資料の3の局長通達を私 が見ておりましたところ、今も説明がありました、ちょっとページはないのですが、3ペー ジ目に当たる中ほどに(4)サービス基盤の計画的整備ということで、これまで幾つかの計 画が本協議会においても提言、あるいは区において定められてきた経過がありますので、そ ういうことに関連した、例えば記述があったり、総合支援法自体が同じページの一番下、こ こでは題名という法律のタイトル変更から始まっておりますが、おおよそ半年というか、7 カ月後の平成25年4月1日ですから、まだ時間はありますので、きょうすべてということ には当然ならないと思いますが、時期を得て4月1日の手前の段階で、恐らく年が明けて1 月から3月ぐらいまでの時期に、例えばもう1枚めくっていただいて5ページ目の中ほど (11)地域生活支援事業の追加であるとか、その一つ上の(10)ですね、これはきょう御 出席の委員の方の一部にも関連が出てくるかと思いますが、指定障害福祉サービス事業者等 の責務という事柄、その他いちいち言っていくと大変でありますが、また子どもの関係につ いては7ページ目に当たる中ほど、大きな2番、児童福祉法関係ということで、幾つか位置 づけられたものなど、確かにこれだけではすべてを読み取ることができにくい部分はありま すが、今後時間を追って、またこの協議会なり、必要な資料、これは恐らく行政のほうでは 全国課長会議ですか、あるいは東京都の会議、いずれもまだこれからのようでありますので、 きょうすべてうかがうということもできにくいかとは思いますが、できれば時期を追って、 しかるべきときに、もう少し詳細をお伝えいただくのがふさわしいと思いますが、何かござ いましたら。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

まさしく、今、会長の御指摘のとおりでございまして、特に地域生活支援事業が必須事業が追加をされたということで、これに関する施行期日は、平成25年4月ということでございますので、あと半年強しかないわけですね。政省令等これから出るにいたしましても、そう考えますと、次期の協議会の中では、もうこんな形で位置づけてやっていくんだというような御報告等もできないと、これはもうスタートできないということになりますので、今の御指摘も踏まえ、今後の課長会の内容も踏まえて、次期の協議会でわかりやすい資料等もお示ししてまいりたいというように考えております。

〇村川会長 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、一通り資料3、4、5の説明がございましたので、この関係について御質問、 あるいは御意見をいただきたいと思います。よろしければ、副会長であります片岡先生、あ るいは専門家であります高畑委員、それぞれから御発言いただければと思います。どうぞ。

○片岡副会長 私は、児童のところで、ちょっと気になることがあったのですが、資料2-2の中で、10ページに児童デイサービスということで、かなり詳しく新宿区の状況とか書いていただいていて、利用者数105人という計画が200人ですか、かなり上回っているというふうな状況もあるということでございますが、子どもに関して、新宿区の子ども総合センターが伺えてないんですけれども、一生懸命やってくださっているんだろうと思います。ただ、今回の法の改正の中で、厚労省さんは、なるべく三障害を一緒にケアをするというようなことをおっしゃっているようなんだけれども、児童デイサービスが障害児通所支援サービスの中の一環というふうに位置づけられて、そして実際の子どもさんを見ると、発達障害が大変今はふえてきているという、さっきもお話がありましたけれども、そういう中に知的障害をお持ちの発達障害を兼ねてお持ちの方も多かったり、あるいは、いわゆる高機能といわれるような知的障害はないけれどもというような方がいたり、いろいろな方がおられて、実際に、その子どもたちをどうやって療育していくかということの技法なども、まだまだ研究途上であったりしますし、発達障害そのものをきちんと診断してくださるお医者様の数も非常に少ないという状況があると思うんです。だけれども、やっぱり子どもさんについて早目にちゃんとした療育をして、そして、もう一つは、保護者の方をぜひ支えていってほしいと思うわ

けでして、子どもさんが障害があるというふうにわかったときに、やっぱり一番若いお父様、お母様が混乱されたり、つらい思いをされたりして、そこから子どもを抱えてどう生きていくかというところで大変悩まれるという場面にたくさん出会ってきたものですから、ぜひ、この児童デイサービス事業というふうに少し名称が変わるんでしょうけれども、その中で、御家族や保護者の方へのサービスを手厚くしてほしいなというふうにお願いをしておきたいと思います。

それから、3の、今、会長がおっしゃった児童福祉法関係の2というところにも、大人と同じように治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であってということが書かれておりますので、今後、その辺がどういうふうに膨らんでくるのかというのもちょっとどうなるのかなと思って、またわかったら教えていただきたいと思います。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

子ども分野を中心に御発言をいただきましたので、今後、子どもにかかわる相談支援、あるいは通所支援などなど展開されていくことと思いますが、これは、子どもセンターの方から、もしよろしければ補足説明というか、お願いします。

〇子ども総合センター所長 子ども総合センターの所長でございます。

法改正に伴いまして児童デイサービスの名称は変わったということで児童発達支援、学齢期のお子様については放課後等児童デイサービスというような名称にはなりました。私どものほうで、ただサービスの内容そのものが変わったとかということではなくて、従来のサービスを充実、発展させていきたいというふうに考えております。

あと、また、御指摘のございました保護者の支援についてでございますけれども、保健所等からの御指摘があったりとか、保育所等でほかのお子さんとの中で保育士の先生の御指摘があったり、また保護者御自身がいろいろお感じになったさまざまな場面から気づきがあって、私どもに相談にまず一歩を踏み出していただくというところからも非常にさまざまな葛藤を経て私どもの窓口にいらっしゃる方に対して、保護者を支える、お子さんを支えるというところで従来からやってまいりましたし、これからもやってまいりたいと思っています。

あとまた、保護者の支援ということに関しましては、障害幼児一時保育というようなこと も、昨年度から定員をふやしたりとかというような対応をさせていただいています。

あとは、障害児の範囲の点でございますけれども、私どもの通所サービス等につきまして は、障害認定あるなしということでやっているわけではなくて、さまざまな形でそういう支 援が必要ということで御相談に来られた方について、私ども審査会のほうで障害児の判定が ない方についても通所のサービス等はさせていただいているという状況はございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

障害児の範囲等も含めまして、これからの取り組みについて幾つか触れていただきました。 ありがとうございました。

もし差し支えなければ、福内委員さんどうでしょうか。今回の障害児の範囲の見直しの中では、小児の難病の関係が、まだ正式には出ていませんから、まだ推測の域を脱しない部分もありますけれども、いろいろ対応すべきところもあるかと思われますけれども、きょうの段階ではまだ難しいですかね。

それでは、高畑委員さん、もしよろしければ、先ほど説明もありました虐待防止法等新しい動きもございますので、何かご示唆いただければと思うんですが、どうでしょう。

○高畑委員 高畑です。

先ほどの流れの中で三障害だけじゃなくて、それに関連する疾患で生活の困難のある人たちも障害者施策に入れるという方向に多分厚労省はなってきているのかなということで、資料2の地域支援、地域移行も、精神障害だけじゃなくて、三障害でやるという方向になってきていくと思うんで、ここでは今までの受け入れ可能な、退院可能な精神障害者の地域移行、地域支援ということなんですけれども、施設からの地域移行、地域支援も対象になってくるというところがあるかなというふうに思っています。資料2についてはそれが1点だと思います。

それから、先ほど言ったお話の中で、発達障害と高次脳機能障害の問題と同様に、重複障害の方がいらっしゃるので、多分現場ではこれから非常に大変になっていくときに、それぞれの協同とそれをバックアップする体制が今後必要かなというふうにちょっと思っていますし、年齢を越えてつながっていくようなバックアップもしていかないと、先ほど虐待の場合いろいろな法律があるように、障害の場合も子どもと大人でちょっと切れちゃうところをどうつなげていくか、あるいは教育とその前の母子保健とをどうつないでいくかというところも多分これから現場では課題になるのかなというふうに思っていますので、職員の方々の支援体制をハードとソフトをつくる中で、連絡会だけではなくて何かつなげるような形ができたら、皆さん疲弊しないでいいのかなという、国がどんどんおろしてくる中でもうちょっと前向きにやれるような体制ができたらいいかなと個人的には思っています。

それから、もう1点、今、難病のことで多分内々に課題になっているのは、今、国が決め

ている特定疾患の範囲内でやるか、それを超えてなのか、あるいは逆に外すのかというところが多分今大きな話題で、それが児童のほうにどう波及するかというのがちょっとまだ見えないので、この辺も疾患を持ちながら、生活の困難のある方々を支えるときに、多分一機関だけでは大変になっていくので、そこのスタッフ同士の協力をさらにバックアップするような体制をどうつくっていくのかというのがないと、先ほどの発達障害の方一人一人違うのと同じに、共通なところもあると思うんですけれども、一人一人違うというのを、区だけではかなり厳しいので、都のほうでも御協力いただけたら幸いかなと、ちょっと思いました。以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

これは、およそ6年ほど前から自立支援法が制定実施をされ、また数年前から一部変更を生じて、またこのたび新しい法に移行したり、しかしまだ詳細が見えない中で、今、高畑さんに整理をしていただきましたような虐待防止の関係、地域移行の関係、子どもの関係、まだまだいろいろな課題がございますので、この協議会たびたび開くということは難しいわけでありますが、時期を経て、協議会ということもありますが、区の広報その他、あるいはまた関係の方々、関係団体の方々に対する適切な説明の機会を設けていただいて、円滑に進めていただくことが大事かなと、制度変更に伴う不利益のようなことがあってもいけません。多分そういうことは今回は少ないかとは思いますが、よろしくお願いしたいと思いますが、何か各委員から、さらに御質問、御意見ございましたらどうぞ。

どうぞ友利さん。

○友利委員 先ほどの障害者虐待防止の資料5の中の真ん中あたりに3つのスキーム、養護者、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者によるということで、養護者の場合は事実確認ですとか、立ち入り調査などが入っているんですけれども、私が所属する施設は精神の方が主にいらっしゃいまして、この1週間の間でも、病院に対する攻撃性が激しくなったパーソナリティー障害の方が区のほうに苦情を言うというようなことが発生して、それは全く日常的に珍しいことではなくて、これは本人は虐待、もうそれ以上の侮辱を受けているというふうに言いますけれども、実質はそうではなくて、その方が求めるものもそこを、例えば今回やり玉に上がった医療機関に対して措置をしてほしいと思っているわけでも何でもないというようなことが日常的に精神の場合は起こるんです。ですから、ここで高齢者福祉課との協働、連携ということも、さっき会長さんおっしゃっていましたけれども、新宿区の場合は、保健センターのほうの保健師さんとの連携も密にとってくださっていますので、保健

センターの関係、それから事実の確認、御本人が何を望んでいるのかというようなことも、これは身体の方で重複の方もそういう例がありましたし、御自身は好きなことを言っているといって、逆に支援者のほうが虐待を受けているというような訴えがありましたけれども、事実はそうではなくて、支援者の支援のあり方が多少違っていたというようなことが、先ほどから出ている、どう支援していくかということの細かい対応の違いによって非常に難しい状況をつくってしまうというようなことが精神が少し入ってくると起こり得る可能性が高くなりますので、そのあたりも事実確認ですとか、御本人のニーズですとか、そのあたりのことがスキーム、これは厚労省のほうから出されたものだと思うんですけれども、新宿区でもきめ細かな対応をしていっていただけるようにお願いしたいというふうに思っております。以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

保健センターのことがちょっと話題になりましたので、健康部の関係で何か補足説明ありましたら。

はいどうぞ福内委員さん。

- ○福内委員 今、お話ありましたように、新宿区4つの保健センターでそれぞれ地区担当の保健師が精神障害者の方たちの医療や保健の面からの支援ということで適時相談に乗ったり訪問をし、就労の施設等ともかなり連携を取りながら支援をしておりますので、そういう中で大体御本人の状態というのがどんな状態なのかとか、一方的におっしゃっていることが周り等との関係でどういうことになっているのかというあたりは複数の目できちんと確認しておくということは非常に重要なことだというふうに認識しております。
- **〇村川会長** ありがとうございました。

事実確認と複数の目、関係者による確認ということでよろしくお願いしたいと思います。 ほかにございますでしょうか。

島田さんどうぞ。

○島田委員 同じく、虐待防止についての課長のお話の中で、新宿区の取り組みとして、現在 区外の施設と協定を結ぶというお話がありましたけれども、それは区内にはまだとりあえず 設置の見込みの施設がないから区外なのか、あるいは虐待という性格上、なるべく物理的に 遠ざけるという事情か、区外のほうが施設として適切なのか、だから区外にそういう施設を、協定を結ぶのか、その辺ちょっとどちらか、どちらも含めた理由なのかもしれませんけれど も、ちょっとそこら辺の御説明をお願いします。

〇障害者福祉課長
 事務局です。

お答えは、両方に意義がございまして、どちらが優先、どちらがベースでということではなく、やれることをしっかり同時並行でやっていこうというようなことです。一方で、区で施設をつくるとなると、これはやっぱり経費も非常にかかりますので先になってしまうということもありますし、一方で、本当に面会を制限をするというような視点で考えますと、区の中で保護させていただくとなかなかそれは難しいと、そういう意味では、やはり区外、こういったところと協定を結ぶということの効果も大きいということで、これは同時並行的にさまざまな手を尽くしていこうという趣旨でございます。

〇村川会長 よろしいでしょうか。

恐らく実態としては、入所施設の場合については、区内ではまだ数がやや少ないという実情もあるので、区外のところの協力も得て、これは別にどちらが大事とかどちらが先ということでもないけれども、これ両方をきちんと進めるということしかないということじゃないでしょうかね。そんなことでよろしいでしょうか。またお気づきの点がありましたら随時御指摘をいただきたいと思いますが。

ほかにございましたらどうぞ。

きょうは民生委員さんも出席でありますが、この障害者福祉制度随分この数年変わってきておりますけれども、いろいろ民生委員の方々に御負担をおかけしているのではないかと思いますが、何かお気づきの点とかございましたら、どうぞ。

○浅井委員 私が民生委員になりましたもう20年ぐらい前なんですけれども、ほとんど障害者の問題とか、こういう部会とか、余りそういうかかわることもありませんでしたし、ほとんど表に出てくる問題というのもなかったので、本当に知らないことがたくさんあって、ただ部会を開いて話し合いをする程度だったんですけれども、最近、こうしていろいろ障害者の問題とかいろいろな施設の場所がいっぱいできたりとか、そういうのを考えますと、本当に変わってきたなというのをつくづく最近思うんですけれども、これだけ障害者の会の方のお話なんかもお聞きしますと、何十年前のころは、やはり障害者を持っているお母様方は、子どもが皆さん大勢の立っていらっしゃるところを通るときはもう抱えるようにしてその場をちょっと走り去ったというようなこともお聞きしたんですけれども、やはりこういう機会でいろいろな皆さんの話を聞いたり、皆さんの話とか、障害者に対する考えというのもかなり変わってきたので、とても本当に私、民生委員をずっとやっていまして、本当にいろいろ考えも変わったり、施設もいろいろできたりして、本当によくなってきているんだなという

のをつくづく感じました。本当に、特にいろいろこういう問題が出てもまだまだわからない 点もありまして、本当にお話を聞くだけでもう精一杯のところもあるんですけれども、本当 に変わってきたなというのがつくづくわかりました。

〇村川会長 どうもありがとうございました。

まだ時間が幾らかあるようですが、何か御質問、御意見。はいどうぞ。

〇柏崎委員 柏崎と申します。

私は、視覚障害者の相談委員をやっているもんで、たまたま今民生委員の方の御発言がありまして、我々相談委員としては、やはり民生委員の方と密に連絡を取りながらやっていかなければいけないということを常日ごろから思っている次第なんです。やはり、切磋琢磨して、二者が効率、それから現状、いろいろな面で意見交換していかなければいけないなということを痛切に感じている次第です。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

さらにいかがでしょうか。

飯田さん。

○飯田委員 いろいろ何点かまとめて発言させていただきます。

資料2-2の10ページにございますように、今、子どもの療育体制が小学校2年までということになっているんですけれども、これはやはり、児童福祉法をもとにしてということでなっていますので、早急に18歳までの支援体制を今後とも組み立てていただくようにお願いいたします。

そういうことを何回か申しますと、3年以降は教育委員会のほうに特別支援教育という形でつないでいくからということでおっしゃっていただくこともあるんですけれども、今、特別支援ということで考えていくと小学校があって、中学校があって、あとは高校の中野特別支援学校ですとか、新しくできた練馬特別支援学校ということになるんですけれども、発達障害の子ですと中学校の段階で特別支援学校を選ばないお子さんもいますし、高校の段階では、もうとてもそんな特別支援学校を選ぶようなお子さんというのは少ないんです。そうした場合、新宿区ということを考えたときに、中学校、高校の子どもたちの行く場所がない状況が生まれていると思うんです。療育という、無理に、例えば中学校を区立、やっぱりもう特別支援学校は嫌だから何とかお勉強だったらついていくから公立には入りますというお子

さんとかもいるんですけれども、成績だけでどんどんじゃほかの私立に行ってとかというこ とはできるんですけれども、体がうまくいっていない中で、発達障害のお子さんに関して、 割と成功している例の昭和学園ですとか、星槎学園ですとかですと、もう小学校から大学ま でのサポート体制をとっているんです。小・中ですと特別支援学校的な内容なんですが、高 校ですと、文部科学省的な言い方をするとサポート校のシステムを利用して高卒資格を取ら せるという形なんです。今、私自身も発達障害の親なのでいろいろサポート校というのを調 べると、私立の高校の通信制を利用して、そこに教員免許の必ずしもない先生方なんですが、 通信の課題を一緒にフォローして、なおかつ必要なソーシャルスキルを身につけさせるよう なカリキュラムを組んでいる学校というのがサポート校なんですが、それがどうしても私立 と私立になるので、もう費用的に年間だけでも150万以上かかるんです。今、高校は無償化 とか言っている時代なので費用的な負担も大きいんですが、やはりそういうサポート校とい う体制はとっても本当に発達障害の子にしてみればありがたいことであって、新宿区内にあ る施設を見たときに、山吹高校という東京都の高校があるんですが、そちらは通信制をやっ ているんです。ですから、例えば東京都の連携がうまくいけば、必ずしもサポート校ですと か、大学という臨時の機関というのは教員の資格がなくてもできることですので、本当は発 達障害の子の療育に必要なことをソーシャルスキルですとか。本当にいろいろな、高校まで は高卒資格が欲しいけれども、その後就労はしたいけれども、協力校の場合は、こちらのこ こ・から広場、就労支援のほうにつなげていっていいし、もうちょっと時間をかけてゆっく り子どもを育てたいという子の場合は、さらに大学、あくまでも昭和学園ですとか、星槎学 園のモデルを思い浮かべていっている話なんですけれども、大学4年間をかけて、資格認知 の面を上げていくですとか、本当に就労的なことを上げていくとか、そういうゆっくり、そ の子を全体的に満遍なく社会に適正する人材として育てる時間としての猶予を4年与えると いうのが、あくまでも私立としての機関なんですけれども、発達障害の子を育てるに当たっ て割と成功しているのはそういう一元化した施設なんです。そういうものを、例えば教員免 許を持っていなければいけないとなるとどうしても教育委員がとか、東京都が何とかという 話になるんですが、何とかこういう福祉のほうですとか、教育委員会でも今とっても特別支 援チームがかなり専門的なスキルもあって、先生方も多いので、本当に、発達支援の子ども に必要なスキルとかをうまく研究してくださって、高校、大学部をつくるような、山吹高校 の通信制とうまく合致するようなことをしていただくと、費用の面でも、今、高校無償化と 言っているところに私たちは100万円近くのお金を1年間で、払えないんです、実際。で、

結局それはあきらめざるを得なくて、特別支援学級ですとか、あと行き場を失ってしまうという現状があるんです。そういったことをどのようにお考えなのかなと。とりあえず今はそういうことが全くない状態の中で発達障害の子たちのことを、中学を終えました、この後のこと、必ずしも特別支援学校がありますということは言ってほしくないんです。そういう子たちのことをどう考えなのかなということをちょっと一度伺ってみたいと思います。

〇村川会長 ありがとうございました。

今の御発言の中で、幾つかの要素がございますので、一つ御発言のきっかけとしましては 資料2-2の10ページ、サービス番号12番の児童デイサービスについて、現状と課題でも 書かれておりますとおり、これまで児童デイサービスの対象が小学校2年生まで拡大する 等々と書かれておりますので、飯田さんからの御発言にありますように、この年齢拡大とい うようなことが今後考えられるのかどうか、これは区のほう、子どもセンターさんですか、 事務局のほうでお答えを用意していただく。

それから、先ほどこの10ページについては必ずしも全体的な説明がありませんでしたので、10ページの下のほうの④に、ことしの4月から児童福祉法に基づく通所、支援について幾つか要素がありますので、これが区内でどういう展開になっているのかを御説明いただき、最後に御発言の後半で詳しくありました障害のある方々の教育の問題、特に発達障害のある方についての教育をどう位置づけ、考えていくのか。

小池委員さんはまだ御出席ではないですかね。あるいは事務局の方からの御説明でもよい と思いますが。そういう順で少し説明をいただければと思いますが、どうぞ。

〇子ども総合センター所長 子ども総合センターの所長でございます。

まず、10ページの現状と課題のところ、子ども総合センターでデイサービスの対象を中学2年生まで拡大した。これ以上拡大するかどうかについて、私のほうから現在の状況について御説明させていただきたいと思います。

この間、何回か御質問をいただいているわけなんですけれども、同じお答えになってしまうんですが、私どもの子ども総合センターは、移行した際に、従前のサービスから昨年度から1年生、2年生までに拡大したわけです。この趣旨でございますけれども、それまでは就学前のお子さんだけのサービスであったものを1、2年生まで拡大したということでございますが、飯田委員のほうからも御指摘ございましたけれども、学齢期につきましては、特別支援教育の中で従来からもやらせていただいているわけですけれども、障害をお持ちのお子さん、発達に不安のあるお子さんにつきましては、そのほかのお子さんと違いまして、です

からほかのお子さんであれば、保育園なり幼稚園から小学校、特にそのまま段階を踏まずにいくということで、私どものほうも従来は児童デイサービスを就学前まで行って、就学後は行っていなかった、ただ、やはり発達に不安のあのお子さん等につきましては、そこら辺のところが非常に不安であったり、スムーズな移行ということについてやはり課題があるだろうということで、学校教育のほうにスムーズに移行していくための支援として、昨年度から1、2年生まで拡大をさせていただいた。障害のあるお子さんや、発達に課題のあるお子さんについての養育を引き続きずっと行っていくということについては、今の段階では考えてございませんで、とりあえず今の段階では小学校へのスムーズな移行のための支援という位置づけでございますので、当面の間は1、2年生ということでやらせていただくということを今は考えてございます。ただ、1、2年生までを繰り出してまだ2年目でございますので、今後、教育委員会との連携等も十分に深めながら、状況を見てまた検討はさせていただくことになるのかなというふうには思ってございます。

- **〇村川会長** 続けてお願いします。
- ○障害者福祉課長 それでは、教育分野なんで、私もわかる範囲では非常に少ないんですけれども、わかる範囲でお答えを申し上げます。

箱物というか、人と箱ということで申し上げますと、新宿区の第二次実行計画という計画がありまして、その中では、発達障害のあるお子様への適切な教育的支援という視点の中で、平成24年度、今年度、特別支援教育推進員が22名なんですが、2名ずつふやしていくと、25年度が24名、26年度は26名、27年度は28名ということで、ここの推進体制を強化していくということが財源に裏づけられた第二次実行計画の中で位置づけられてございます。

あわせまして、情緒障害と通級指導学級の設置ということで、これは箱物になりますけれども、具体的には、今年度、今の落合第一小学校、これ移設改修して、25年度以降、落合第一小学校で本格的にこういった通級指導学校を設置していくというようなことで、教育委員会のほうも発達支援も含めた特別支援教育に力を入れて今充実を図っているというふうに伺っているところでございます。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

ただ、飯田委員さんからは、どちらかというと年齢的には中学生、あるいは特別支援学校の中学部中等部から高等部に移るあたり、またさらにその卒業後というところを視野に入れた年齢の方々に対する教育をどう位置づけていくかと。確かに御発言にあったように、私立

というか、学校法人ということになると、これは民間の経営ということもあるので、結果的に授業料が高上りになってしまうわけで、そういう意味では、公立高校が役割を果たしていただければ、確かにそれがよいのかなということで、区内にも、これは、区というよりも行政間の役割分担では都の役割ということもあるんだろうと思いますけれども、そのあたり等を含めて、教育委員会の方、何か御説明いただけることがありましたら、どうぞ。

○学校運営支援係 学校運営課の高橋と申します。

きょうは、教育次長と調整課長のほうが不在なものですから、私のほうで、余り無責任なことは言えないんですが、わかる範囲なんですが、御質問のお話の範囲が高校生というところまで含めていることなので、とても難しい課題であると思います。ただ、支援をつなぐということになるのかなと思うんですが、その辺では今教育委員会のほうで就学支援シートのほうも検討しております。それがうまく引き継げれば就学前から、あと義務教育の段階、また、義務教育後まで支援がつなぐ、お役に立てるかなと思っております。

以上です。

〇村川会長 どうぞ。

○片岡副会長 今の課題について、まだまだこれからのことではあろうかと思うんですが、実際に、発達障害と知的な障害がダブっておられるような方であれば、特別支援とか、通級の中でとかいうことはあるんだと思うんですが、知的な能力、あるいは学習についてはかなり普通学級でちゃんとやっていけたり、あるいは場合によっては非常に成績がいいという方もいらっしゃいまして、だけれども発達障害の部分で大変いきづらい、あるいは場合によってはいじめの対象になるというふうなことが実際に学校の中で起きているんだろうと思うんです。

私は、児童デイサービスのセンターの小学校2年までというのはちょっと前から引っかかっているのは、ある種学校はちゃんと行けているけれども、療育的な継続的なケアの部分というのを全く切ってしまっていいのかという、あるいは相談部分ですね。やっぱりサポートが必要な場合というのはあるだろうと。すぱっと小学2年で切れる根拠というのは、普通学級に、というか学校になじめればということはもちろんですし、それから教育相談の役割というのもあるかと思うんですが、その辺をどう役割分担をしているかというのがやっぱりこれから課題ではないかなと思いますね。

それから、高校、大学も実際、今、実は発達障害の問題でかなり揺れております。という のは、ちゃんと入試を突破して入ってこられた方の中で発達障害をお持ちの方、場合によっ ては教員も含めてですけれども、たくさん、今世の中では苦労して生きている方たくさんおられまして、その発達障害学生に対するサポート体制ということが、そろそろ大学の中でも、学生相談的な意味も含めて話題になっている状態なんです。なので、新宿区だけで問題解決するのはなかなか難しいことではありますけれども、みんなでそういう情報とか、制度とか、連携しながらトータルに考えていく、小さい子どもの療育もどこまでで終わりと言えるのかというところもありますし、一生を通してどうサポートしていくのかという視点で考えていく必要があるのだろうなというふうに考えております。

以上です。

〇村川会長 ありがとうございました。

飯田さんにおかれましても、今の片岡先生の御発言とかも参考にしていただければと思いますが、全体としては、障害の重い方もいらっしゃるし、発達障害と複数の障害を持っておられる方もおりますので、やはり一つは、基本的には、特別支援学校の高等部の授業の内容、進路指導といいますか、その後の展開を含めた内容の充実ということが一つあるんだろうと思います。ただはっきり言って、区内には、特別支援学校の高等部はないんですね。これは、都と区の役割分担でやむを得ない面もあるかとは思います。区としては、小・中学生を対象とした養護学校として運営されているというのが現状で、高等部の時期には、そうした方々が他区にある学校に通わなければならないと。もちろんこれは連携ということを通じて、関係者が進めていくべき事柄でもありますが、そういったあたりを今後それでよしとするのかどうかということは一つ大きな課題だと思います。

それから、あと発達障害の方の中で、今、飯田さんから提言がありました、これ私自身も都立山吹高校の教育の進め方は詳しく存じ上げませんけれども、通信制なり、柔軟な教育方法があるのであれば、そういうところを含めた受け入れというのを、これは東京都の教育委員会に言っていかなければならない事柄かと思いますので、そうしたことも含めて、これは別に唆すわけではないけれども、なかなか区の親の会では少し限界もあるので、東京都とか大きなところで、東京都に働きかけをされるとか、ちょっと私は固有名詞を言うのは避けますが、首都圏のある県のある自治体というか公立の高校でも、なかなか全日制は希望する方が多くて、試験もあって簡単ではないのですが、定時制などのコースで空き定員があるところなどで、障害のあるお子さんをまあまあ積極的に受け入れてくれるところもあったりして、いろいろな受け入れられ方といいますか、そういうことを追求していくということは大事なことではないか。

あと、個々の問題としては、飯田さんがおっしゃった療育訓練といいますか、これは、それぞれのお子さんにとっての発達上の課題、それからはっきり言って訓練の効果、親御さんから見ると必要かなというのもあるんでしょうが、御本人にとってメリットのある場合と、もしかして訓練が御本人にとっては主観的にはつらいことも時にあるのかもしれないし、いや、むしろそれを通じてよくなる可能性もあるのかもしれませんが、それは区内の療育システムの中で解決をしていくのか、もう少し幅の広いところで考えていって、就労移行支援とか、いろいろな場の中での働きかけ、要するに支援の内容を高めていく取り組みを関係者がどこまでできるのか、これはちょっと1年、2年で済むことかどうかわかりませんけれども、これは一人一人のお子さんというか、実情に従って一番望ましいところを選ぶということもあるんだろうと思うんです。

私も、自分の個人的な体験を言うつもりはないんですけれども、今から30年ぐらい前に、やはり当時自閉症といわれた人でかなり難しい方だったんですが、ちょっと遠くの栃木県のほうのこころみ学園というところでお世話になったりして、そこはワインづくりとかやっているわけですけれども、そこで……これはもちろんケース・バイ・ケースですから、うまくいった方となかなか難しい方とありますけれども、そういうこともありましたし、これはちょっとプライバシーもあるので、ちょっと私も言うべきかどうか悩んでいますが、私の大学に受験を突破して入ったお子さんの中に発達障害というかいろいろ課題を抱えている方もおりまして、偶然、今、私のゼミの在学生で福祉施設の実習ということも本人の希望も聞きながら進めて、いろいろ課題があるところです。これは自己宣伝のつもりはないので、これはもういろいろな大学で受け入れつつ取り組んでいただいている例などもありますから、先ほど費用的に高い学校の話もありましたけれども、よく探せばそこまでいっぱい払わなくても受けとめていただけるところもあるのかなという気もしますので、ちょっとよもやま話的になって申しわけありませんが、いろいろ道を開いていくということではないかという気がいたしますけれども。

きょうは、教育委員会の関係者全員おそろいではないので、一つは区内でできるところまではやっていただく必要があるし、それから関連機関として東京都にも責任を持っていただいて、都立の高校、大学、いろいろな生涯教育の場も含めて、そこをどうしていくかということは大事なテーマでありますので、なかなかすっきりした結論ではないですが、重要な課題ということで受けとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、予定の時刻あと5分前ということになってしまいましたが、特段ございません

ようでしたら、事務局の方から今後のことなどを触れていただければと思いますが。

○障害者福祉課長 事務局でございます。

それでは、先ほど少し議論にもなりましたが、まず次回の協議会の日程でございますが、 1月、あるいは2月ごろを目途に開催をさせていただければということで考えてございます。 そのころになりますと、区市町村向けの説明会等も開かれた後というふうになりますので、 そうしましたら、まず法改正の具体的な内容、資料等についてもお示しができるかなと思っております。

あわせまして、限られた時間でどこまでできるかわかりませんけれども、虐待防止法も施行後、運用状況がどうなっているのか、あるいは地域生活支援事業については、新規で立ち上げる場合予算査定もございますので、1月、2月ごろになりますとその辺の査定後ということになりますので、具体的には報告ということになると思いますが、あわせて、相談支援、サービス等利用計画をどうするかと、この辺も含めてまた御議論いただければというふうに思っております。

以上でございます。

〇村川会長 ありがとうございました。

それでは、次回協議会は、来年年が変わって1、2月ごろであるという事柄、それから障害者虐待防止法の施行については10月ということで迫っておりますので、この関係については直ちに協議会というわけにはいかないと思いますので、関係の団体、その他、広報その他を通じてPRといいますか、適切な情報伝達をよろしくお願いしたいと思います。

もしよろしければ、小柳委員さん、最後に何か触れていただくことありましたら。

〇小柳委員 いろいろと御議論いただきましてありがとうございました。

この間、新宿区の障害者計画、第3期の新宿区障害福祉計画を策定中、法改正がいろいろありまして、なかなか計画策定の中では障害者の総合支援法、これに関するものは反映してないような状況もございます。また、これについても、いろいろ御議論がある中で、我々としましては、制度の谷間のない支援ということでは、この障害者総合支援法についてきちんと制度を活用していきたいと思っているんですが、ただ実際に22年ですか、いわゆる骨格提言、この中のあれがどこまでこの中に入っているのか、そういうような課題意識は持ちながらの新しい障害者総合支援法については執行していくために努力してまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

〇村川会長 どうもありがとうございました。

長時間にわたりましたが時間が参りましたので、本日はこれにて閉会とさせていただきま す。どうもありがとうございました。

午後 4時57分閉会